

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	重症心身障害児(者)の支援は法内の基準では困難なため、補助は施設運営の安定化を図り、障害者のニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉事業の安定的な供給につながるため、区の政策に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害福祉サービスを安定的に提供することは、区の責務である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	重症心身障害児(者)の支援は法内の基準では困難なため、施設運営ができなくなる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要件に該当する事業者であれば、申請することができる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助金交付要綱の申請手続きに基づき、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	都の実施要領に基づき実施してる事業であるため、代替案はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	事業所の安定的な運営が図られている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	重症心身障害者に対する支援体制を確保することにより、日中活動の内容の充実や事故防止につながっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	支援内容の充実は障害者にとって日常生活の充実と同時に、家族等への支援にもつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	対象団体等は法及び都要領に基づき指定を受けている事業者であるため、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	要綱に基づいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	1	1
決算(予算)額	-	-	12,749	19,539
国庫支出金			0	0
都支出金			12,749	19,539
その他			0	0
一般財源			0	0
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付申請1件(社会福祉法人武蔵野会)			

5 課題及び今後の方向性

本事業は東京都の指定事業所に対し、区補助要綱に基づき補助する仕組みであるため、都の基準の変更や指定事業の追加や廃止により実績等に影響を及ぼすものである。都との情報共有を図りながら、引き続き要綱にのっとり、適正な補助金の交付を行っていく。